

第二十六号議案

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、栄養士による配慮を求めている規定について、管理栄養士を追加する必要があるもので、本案を提出いたします。